

議 長 日程第7「議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,662万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第6号）で説明をいたしました一般会計繰入金の減額及び指定機関等管理システム改修に伴う負担金が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の2、介護予防等地域支援事業交付金、その下、款の4、支払基金交付金、その下、款の5、県支出金は、歳出におきまして人件費を科目間で移動させることによる各補助金額を増額するもので、款の6、一般会計繰入金については差引きで減額となるものでございます。

戻りますが、少し上のほう戻りますが、款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の6、事業費補助金については、歳出のシステム改修に伴う国の補助分でございます。

次のページをお開きください。歳出について説明をいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費、節2、給料は、職員の人事異動に伴う科目間の移動による減及び節18、負担金補助及び交付金、介護保険

指定機関等管理システム負担金は、令和4年報酬改定に伴うシステム改修所要額を神奈川県及び県下各市町村で案分し、負担するものでございます。

款の5、項の1、地域支援事業費、目の1、一般管理、職員給与費につきましては、上記総務費よりの科目間の支出元の移動及び職員手当等の増額を差引きした額をそれぞれ計上しております。

款の6、予備費につきましては、差引きをし、計4,510万2,000円となります。次ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

この後は総務文教常任委員会を開催しますので、委員長の指示で開催してください。明日は委員会活動日ですので、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会は委員長の指示で開催してください。12月10日、11日、12日は休会といたします。12月13日は午前9時より議会改革推進委員会を開催しますので、委員長の指示で開催をしてください。午後1時より議員のみの議会全員協議会を開

催し、午後 3 時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(11時30分)